

# 22 法人の経理処理



**ご注意**



以下の内容は2018年7月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更などにもない取扱いが変わることがあります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## お払込み保険料の経理処理

●ご契約者および死亡保険金受取人が法人の場合、お払込み保険料の経理処理は次のとおりです①。

長期平準定期保険に該当するご契約		長期平準定期保険に該当しないご契約
保険期間の当初 6割相当期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の<math>\frac{1}{2}</math>を損金算入、<math>\frac{1}{2}</math>を資産計上</li> </ul>	保険料の全額を損金算入
保険期間の残余 4割相当期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の全額を損金算入</li> <li>当初6割相当期間の資産計上累計額を残余期間で均等に切り崩して損金算入</li> </ul>	

「長期平準定期保険」とは、次の条件を満たすものをいいます。

- 法人が自己を契約者とし、役員または従業員②を被保険者として加入したご契約
- ご契約時の年齢と保険期間の関係により、  
契約年齢+保険期間>70、かつ契約年齢+保険期間×2>105となるご契約
- 逡増定期保険に該当しないもの

昭和62年6月16日直法2-2〈例規〉  
平成8年7月4日課法2-3〈例規〉により改正  
平成20年2月28日課法2-3、課審5-18により改正

■長期平準定期保険の例■

- 保険期間が75歳満了で契約年齢が44歳以下のご契約
- 保険期間が90歳満了で契約年齢が74歳以下のご契約

## 保険金および配当金の経理処理

- 法人が死亡保険金および高度障害保険金をお受取りになったときは、資産計上されている前払保険料および配当金積立金を取り崩し、お受取りになった死亡保険金および高度障害保険金等との差額を「雑収入」として益金に算入してください。
- 配当金の通知をお受取りになったときは、「雑収入」として益金に算入してください。
- お受取りになった保険金を、死亡退職金・弔慰金として支払われる場合には、原則として損金に算入することができます。ただし、役員の場合は適切な額を超えての損金算入はできません。
- 見舞金については、社会通念上妥当な金額であれば損金算入できます。

①役員または部課長  
その他特定の従業員  
のみが被保険者でその  
遺族が死亡保険金  
受取人になる場合は  
給与となります。

②役員または従業員  
の親族を含みます。